

# 駒ヶ根市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況【普通会計決算】

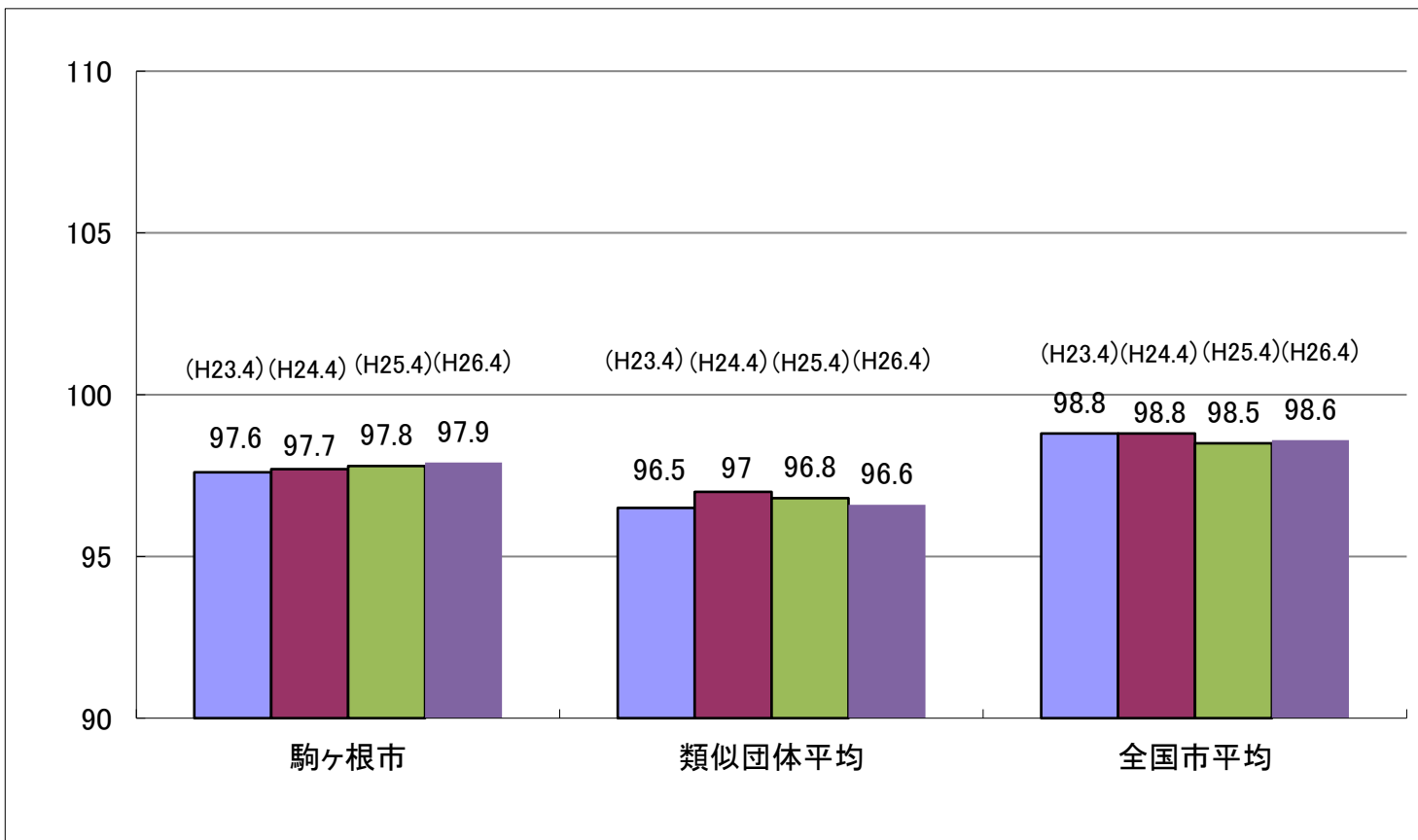
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 33,612	千円 14,765,555	千円 302,190	千円 2,326,458	% 15.8	% 15.3

### (2) 職員給与費の状況【普通会計決算】

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 247	千円 841,570	千円 113,195	千円 306,611	千円 1,261,376	千円 5,107	千円 5,581

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況【各年4月1日現在】



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値

#### (4) 給与改定の状況

駒ヶ根市では人事委員会が設置されていないため、勧告はありません。

##### 1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	— 円	— 円	— ( %)	— %	— %	— %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### 2) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### 1) 給料表の見直し

###### [ 実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日  
(内容)一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。  
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### 2) 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

駒ヶ根市は、地域手当対象地域外のため支給はありません。

##### 3) その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

#### 1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
駒ヶ根市	42.5 歳	326,615 円	375,170 円	344,313 円
長野県	45.5 歳	342,899 円	399,942 円	376,841 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	43.0 歳	322,530 円	372,533 円	346,990 円

#### 2) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	A/B
駒ヶ根市	54.1	11	339,564	348,270	345,109	—	—	—	—
うち学校給食員	53.0	2	338,850	340,850	338,850	調理士	45.0	273,900	1.24
うちその他	54.3	9	339,722	349,944	346,500	—	—	—	—
長野県	58.0	28	279,414	302,678	291,453	—	—	—	—
国	50.1	3,119	287,992	—	326,611	—	—	—	—
類似団体	50.1	21	304,885	326,598	316,352	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		C/D
	公務員(C) (円)	民間(D) (円)	
駒ヶ根市	—	—	—
うち学校調理員	5,442,244	3,687,100	1.476
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況【平成26年4月1日現在】

区分	駒ヶ根市	長野県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	139,600 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況【平成26年4月1日現在】

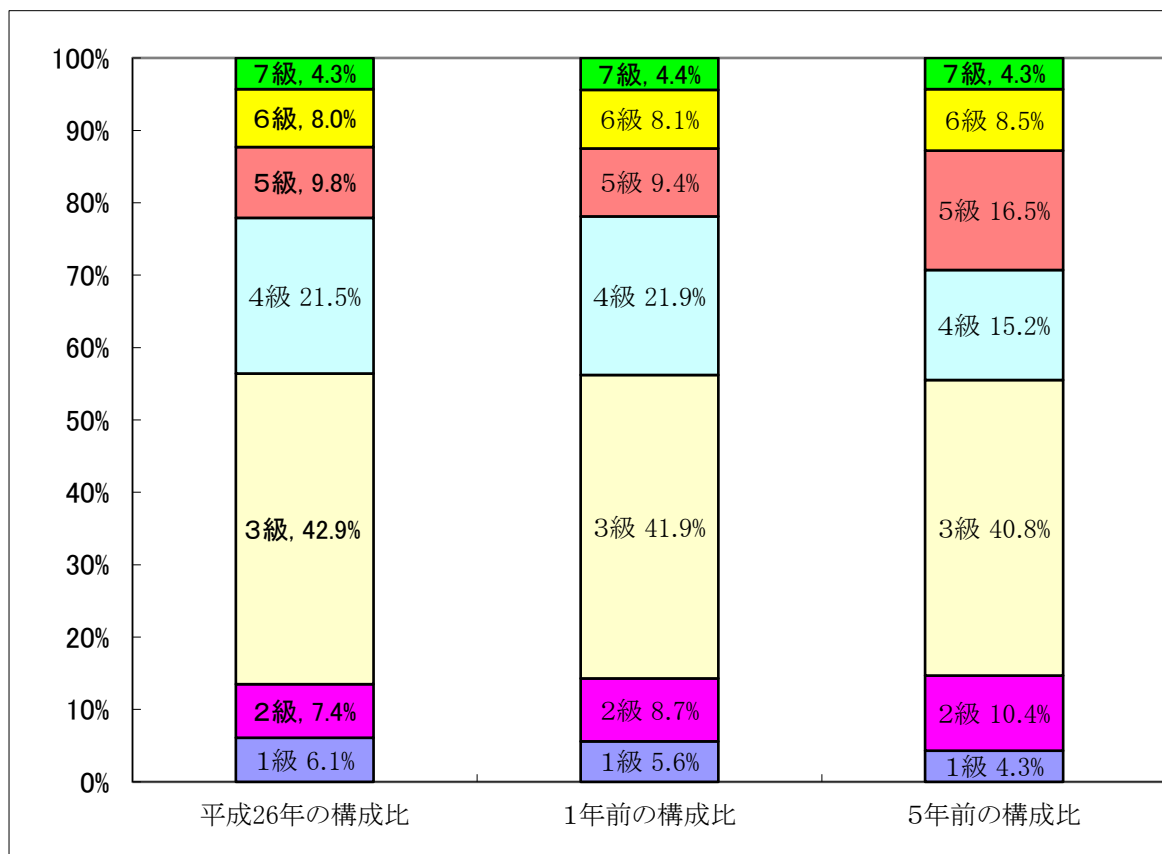
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	282,575 円	320,450 円	366,174 円
	高校卒	243,167 円	301,700 円	318,927 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	329,500 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長の職務 企画監又は技監(6級に掲げる企画監又は技監を除く)の職務	7人	4.3%
6級	課長の職務 調整幹の職務 企画監又は技監の職務	13人	8%
5級	課長補佐の職務 園長の職務 課長補佐又は園長の職務に相当する職務	16人	9.8%
4級	係長の職務 担当幹の職務 主任保育士又は主任教諭の職務	35人	21.5%
3級	主査の職務 特に高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	70人	42.9%
2級	主任の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12人	7.4%
1級	主事又は技師の職務 定期的な業務を行う職務	10人	6.1%

(注) 1 駒ヶ根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。  
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

駒ヶ根市	長野県	国
一人あたりの平均支給額(25年度) 1,321 千円	一人あたりの平均支給額(25年度) 1,584 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( — ) 月分 ( — ) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.65 ) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.65 ) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～15% ○管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

駒ヶ根市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	国に準ずる		その他の加算措置		
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
定年前早期退職特例措置(3～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	20,302 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

駒ヶ根市では地域手当の支給はありません。

支給実績(平成25年度決算)			千円
支給1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	— %	— 人	0 %

### (4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		35 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成25年度決算)		2,917 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度決算)		0.4 %
手当の種類(手当数)		全6種類
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫等作業手当	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場所において、特殊な作業に従事した職員	日額 500円
死病人取扱手当	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事した職員 行旅病人の救助、看護等に従事した職員	死亡1体2,500円 病人1件1,500円
用地交渉手当	用地の取得又は物件、権利の補償に関し、特に困難な交渉業務に従事した職員	日額 250円 (2時間未満200円)
死亡動物取扱手当	正規の勤務時間外に招集を受けて出勤し、犬、ねこ等の動物の死体の処理作業に従事した職員	1体 500円
危険作業等従事手当	異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生する危険性の高い現場において、道路、河川等の巡回監視、居住者等の避難誘導、応急復旧作業又は災害状況調査に従事した職員 勤務環境の劣悪な現場で行う作業に従事した職員 崩落の危険がある現場での監督、調査、測量又は不法投棄処理 病虫害の防除等のために行う有害物散布作業に直接従事する等	巡回監視、避難誘導 日額 300円 応急作業、調査、測量、不法投棄処理等 日額 500円
相談業務従事手当	相談者等と直接接して行う面接、相談、指導、診察等の立会い及び入所等の業務のうち、特に市長が認めるものに従事した職員(社会福祉主事、保育士及び教諭、保健師、看護師、相談員)	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	45,597	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	185	千円
支給実績(24年度決算)	54,121	千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	196	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 親族(配偶者扶養) 6,500円 親族1人(配偶者非扶養の場合) 6,500円 親族1人(配偶者なしの場合) 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ		32,978千円	251,740円
住居手当	借家等 自ら居住するための住宅を借り受け、居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ		8,718千円	249,086円
通勤手当	通勤のために公共交通機関等を利用、自動車等の使用を常例とすること、通勤距離が片道2km以上である職員に支給されます。 公共交通機関等の利用者 実費(55,000円限度) 自動車等の使用者 通勤距離により 2,000~31,600円	一部異なる	距離に応じた支給額の区分及び最高支給額が異なる。 自動車等の使用者 通勤距離により、2,000円~24,500円	8,229千円	51,431円
管理職手当	部長相当職 12% 課長相当職 9%	一部異なる	本府省課長25%から課長補佐8%まで、役職に応じて、6段階	10,785千円	490,227円
宿日直手当	正規の勤務時間外に宿日直した場合 一般の宿日直 4,600円 5時間未満の場合 2,300円	異なる	4,200円~5,900円 (5時間未満は2分の1)	1,181千円	9,200円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間下記区分により支給 ・世帯主である職員で扶養親族のあるもの 月額17,800円 ・世帯主である職員で上記以外のもの 月額10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		17,034千円	61,942円

6 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	784,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,010,000円 / 389,500円
	副市長	660,000円	800,000円 / 544,000円
報酬	議長	404,000円	500,000円 / 274,000円
	副議長	338,000円	450,000円 / 234,000円
	議員	313,000円	420,000円 / 220,000円
期末手当	市長 副市長	(平成26年度支給割合) 3.1月	
	議長 副議長 議員	(平成26年度支給割合) 3.1月	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市長	給料月額×在職月数×0.43	16,181,760円 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.30	9,504,000円 任期毎
	備考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

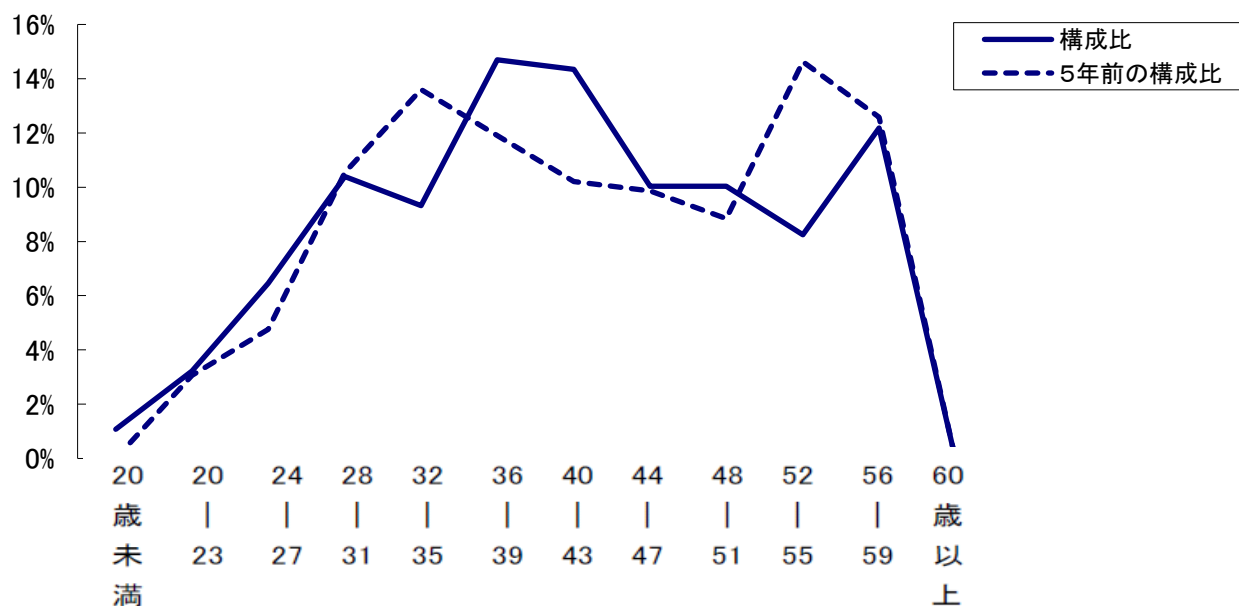
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	61	61	0	
		税務	17	17	0	
		民生	70	73	△3	退職者不補充・計画採用数の調整による減員
		衛生	17	16	1	前倒し採用
		労働	1	1	0	
		農林	15	15	0	
		商工	9	9	0	
		土木	23	22	1	建築士の増
	計	216	217	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.26 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 69.15 人	
	教育部門	32	33	△1	学校給食センター業務の民間委託	
	消防部門			0		
	小計	248	250	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.78 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 91.64 人	
公営企業等	水道	6	7	△1	料金の収納業務等の民間委託	
	下水道	7	8	△1	使用料の収納業務等の民間委託	
	国保事業	7	6	1		
	介護保険	7	6	1		
	小計	27	27	0		
合計	275	277	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.82 人		
	[ 351 ]	[ 351 ]	[ 0 ]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3	9	18	29	26	41	40	28	28	23	34	0	279 人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		212	212	205	214	217	216	4 ( 1.89 % )
教育		48	47	43	33	32	31	△ 17 ( △ 35.42 % )
警察		—	—	—	—	—	—	— ( — % )
消防		0	0	0	0	0	0	0 ( — % )
普通会計		260	259	248	247	249	247	△ 13 ( △ 5.00 % )
公営企業会計		29	29	29	28	27	27	△ 2 ( △ 6.90 % )
総合計		289	288	277	275	276	274	△ 15 ( △ 5.19 % )

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 8 勤務時間その他の勤務条件に関すること

### (1) 勤務時間の状況【標準的な職場】

本		庁	
勤務時間		休憩時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後12時から午後1時まで	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで

※ 職員の勤務時間は、この標準的な職場のほか、特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、午前7時から午後10時までの時間帯の中において、弾力的に運用しています。

### (2) 年次有給休暇の取得状況

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間の状況					前年の状況	2年前の状況
総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)	平均取得日数	平均取得日数
日	日	人	日	%	日	日
9,175	1,852	234	7.9	20.2	8.5	8.0

(注) 1 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの全期間を在職した職員に限ります。

2 当該期間の中途の採用、退職職員及び当該期間中に育児休業、休職等の事由のある職員並びに派遣職員は除かれます。

## 9 分限処分者及び懲戒処分者の状況

### (1) 分限処分者の状況

平成26年度、分限処分に付された職員は、いませんでした。

**分限処分** : 職員が一定の事由によってその職を十分に果たすことが期待できない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分をいいます  
分限処分は、公務能率の維持と適正な行政運営の確保を目的として行われます

### (2) 懲戒処分者の状況

平成26年度、懲戒処分に付された職員は、2名でした(信用失墜行為による処分1名、管理監督責任1名)。

**懲戒処分** : 職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追究して行う行政上の制裁・処罰をいいます  
懲戒処分は、職員の行った行為に対し、道義的責任を問うことにより、公務の規律と秩序を維持することを目的として行われます  
懲戒事由として、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合があげられています



## 10 その他の報告事項

### (1) 公平委員会の報告状況

平成26年4月1日から平成26年3月31日までの間に受理した件数を報告します

区 分	受理件数	審査中件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件	1件

**措置要求** : 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局より適当な措置がとられるべきことを要求することができます  
要求があった場合は、公平委員会は審査を行い、地方公共団体の機関に対し必要な勧告をしなければなりません

**不服申立て** : 懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して、審査請求又は異議申立てをすることができます  
公平委員会は、不服申立てを受理した場合は、直ちにその事案を審査し、その結果に基づき、必要がある場合には、処分者である地方公共団体に、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています